

# 津波避難マップ



- 津波注意報以上が発表された場合、対象地域の方々は標高5m(浦戸は10m)以上の高台へすぐに避難を開始してください。
- 事前に指定避難所や高台[標高5m(浦戸は10m)以上]を確認しておきましょう。
- 避難は原則徒歩によるものとします。(体が不自由な方など、徒歩による避難が困難な方を除く。)

【覚えておこう！津波避難標識】



2017年3月作成

## 指定避難所

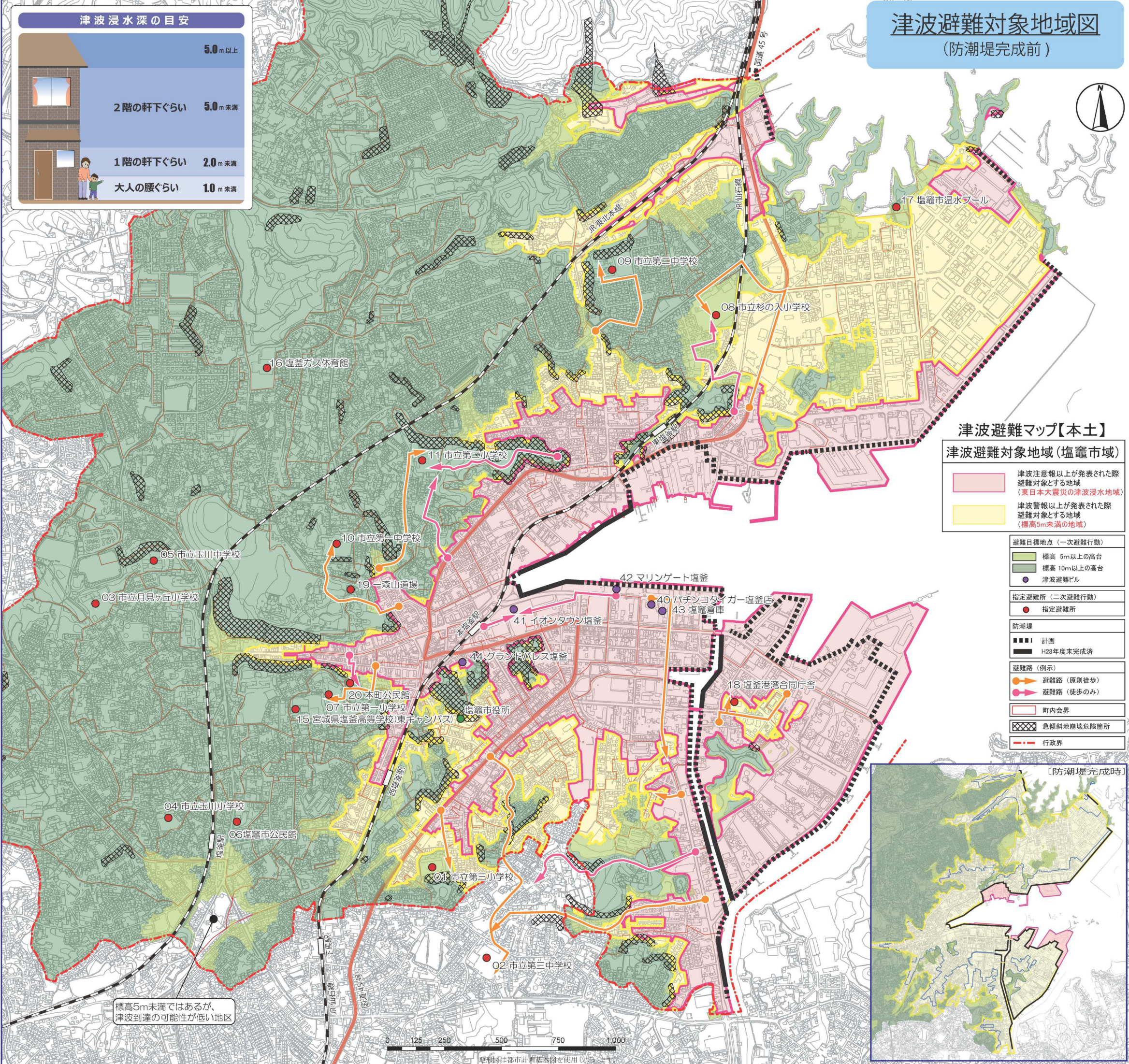
番号	施設・場所名	収容対象地
01	市立第三小学校	学区内
02	市立第三中学校	学区内
03	市立月見ヶ丘小学校	学区内
04	市立玉川小学校	学区内
05	市立玉川中学校	学区内
06	塩竈市公民館	南部地区の一部
07	市立第一小学校	学区内
08	市立杉の入小学校	学区内
09	市立第二中学校	学区内
10	市立第一中学校	学区内
11	市立第二小学校	学区内
12	桂島ステーション	桂島・石浜
13	市立浦戸小学校・中学校	野々島
14	寒風沢ステーション	寒風沢
15	宮城県塩釜高等学校(東キャンパス)	泉ヶ岡の一部、香津町
16	塩釜ガス体育館	字伊保石、字長沢、長沢町、今宮町、清水沢
17	塩竈市温水プール	新浜町2・3丁目
18	塩釜港湾合同庁舎	貞山通
19	一森山道場	第一中学校区内
20	本町公民館	第一小学校区内

## 津波避難ビル

40	パチンコタイガー塩釜店
41	イオンタウン塩釜
42	マリングート塩釜
43	塩釜倉庫
44	ホテルグランドパレス塩釜

※指定避難所：災害により一時的に避難生活をするための施設  
 ※津波避難ビル：災害から一時的に避難し、安全を確保するため緊急に避難する建物

我が家の避難所



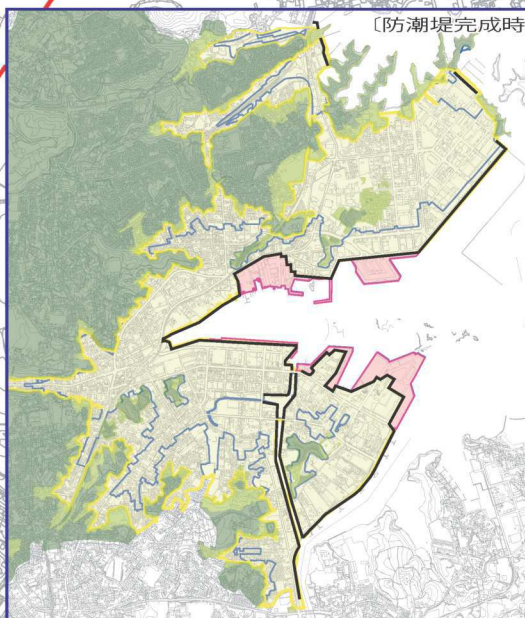
## 津波避難対象地域図 (防潮堤完成前)

## 津波避難マップ【本土】

### 津波避難対象地域(塩竈市域)

- 津波注意報以上が発表された際避難対象とする地域 (東日本大震災の津波浸水地域)
- 津波警報以上が発表された際避難対象とする地域 (標高5m未満の地域)

- 避難目標地点(一次避難行動)
  - 標高5m以上の高台
  - 標高10m以上の高台
  - 津波避難ビル
- 指定避難所(二次避難行動)
  - 指定避難所
- 防潮堤
  - 計画
  - H28年度末完成済
- 避難路(例示)
  - 避難路(原則徒歩)
  - 避難路(徒歩のみ)
- 町内会界
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 行政区界



標高5m未満ではあるが、津波到達の可能性が低い地区

地形図は都市計画基本図を使用しています。

### 1. 津波避難マップ作成の背景と目的

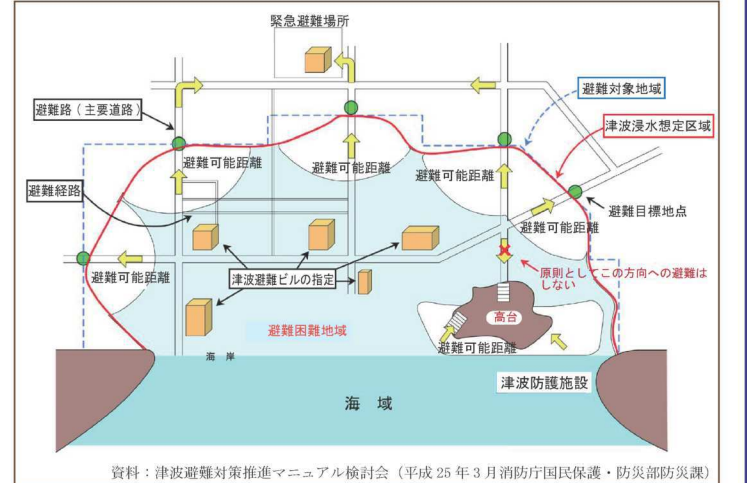
平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下、今次津波）は、塩竈市沿岸部に極めて甚大な被害を及ぼし、市内でも死者・行方不明者が発生してしまいました。

この教訓をもとに、国では「災害対策基本法」の改正（平成25年6月）や「津波対策の推進に関する法律」等を施行（平成23年6月）し、津波避難対策の策定を明文化するとともに、これらの改正等を受け、「防災基本計画（中央防災会議）」が修正（平成27年7月）されました。また、宮城県において、平成26年1月に、「宮城県津波対策ガイドライン」が改定されたことにより、塩竈市においても人命だけは必ず守ることのできる津波避難計画を策定することが必要となりました。

本市では今次津波で明らかとなった課題を踏まえ、津波襲来時に円滑な避難を可能とするための避難対策や避難場所・津波避難ビル等、また、避難路や避難誘導サイン等の整備に際して留意すべき事項等について整理し、本市における津波避難の方針として塩竈市津波避難計画を策定するとともに、市民の皆さまが、津波発生時に迅速に避難いただけるように津波避難マップを作成しました。

### 2. 津波避難の概念

本マップにおける避難計画は、以下のような概念のもとに作成しました。



### 3. 津波浸水想定区域

津波浸水想定区域とは、津波があった場合に浸水が想定される区域のことです。

本市では、1津波を防ぐために、防潮堤の整備を推進しているところですが、それを越える今次津波のような大きな津波を想定して、今次津波の浸水区域を津波浸水想定区域としました。

・1津波（エルワンつなみ）とは、数十年から百数十年の頻度で発生する津波のことです。

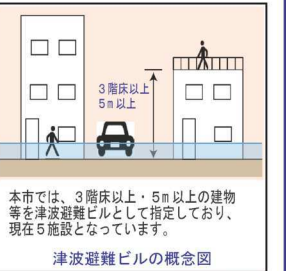


### 4. 避難対象地域と津波避難目標地点

#### (1) 避難対象地域

避難対象地域とは、対象とする津波が発生した場合に被害が想定される地域で、避難指示が発令された際に避難の対象となる地域となります。

- 本市では、津波浸水想定区域を避難対象地域と定めました。

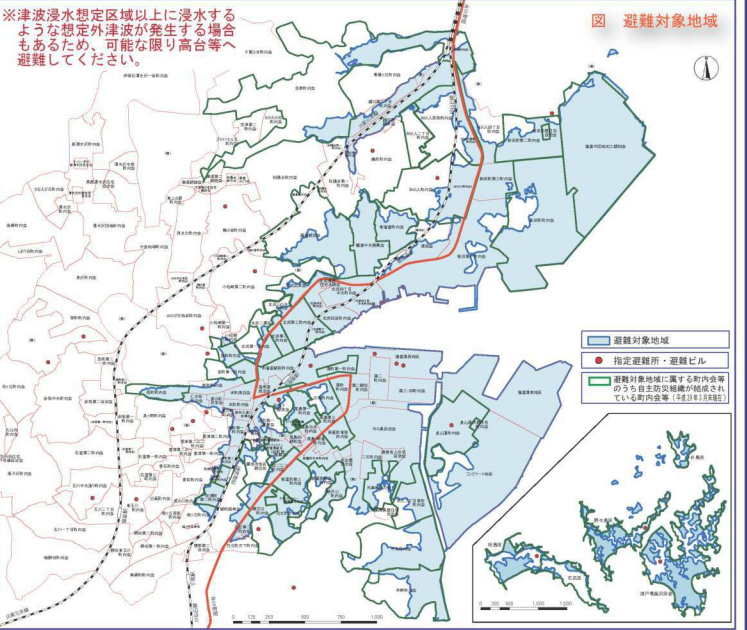


#### (2) 津波避難目標地点

津波避難目標地点とは、命の安全を確保するために、避難の際に目標とする高台などです。本マップでは、標高5m以上及び10m以上となる高台の目安を示しました。

- 本市では、今次津波の浸水高さなどを踏まえて、本土の津波避難目標地点を標高5m以上の高台としました。また、浦戸地区においては標高10m以上の高台としました。
- 逃げ遅れてしまい津波避難目標地点まで避難できない場合は、一時的に津波避難ビルに避難してください。

津波避難ビルとは、津波浸水想定区域内において、市民等が一時的に緊急避難・退避する建物のことです。

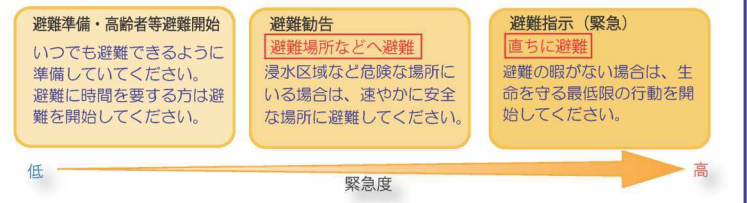


### 5. 災害発生時の避難行動

**【発令の時期・方法と伝えられる情報】**

塩竈市では、市民の皆さんが安全に避難できるように、直接の広報（市防災行政無線、広報車等）や広報媒体（テレビ、ラジオ）等を通じて「避難の対象となる地域」や「避難場所」、「動告や指示が出された理由」などについてお伝えします。

また、防災行政無線が聞き取れなかった場合には、「コミュニティFM BAY WAVE 78.1MHz」 「同報系防災行政無線内容確認電話（022-364-1260）」で確認することができます。



### 6. 津波情報の伝達

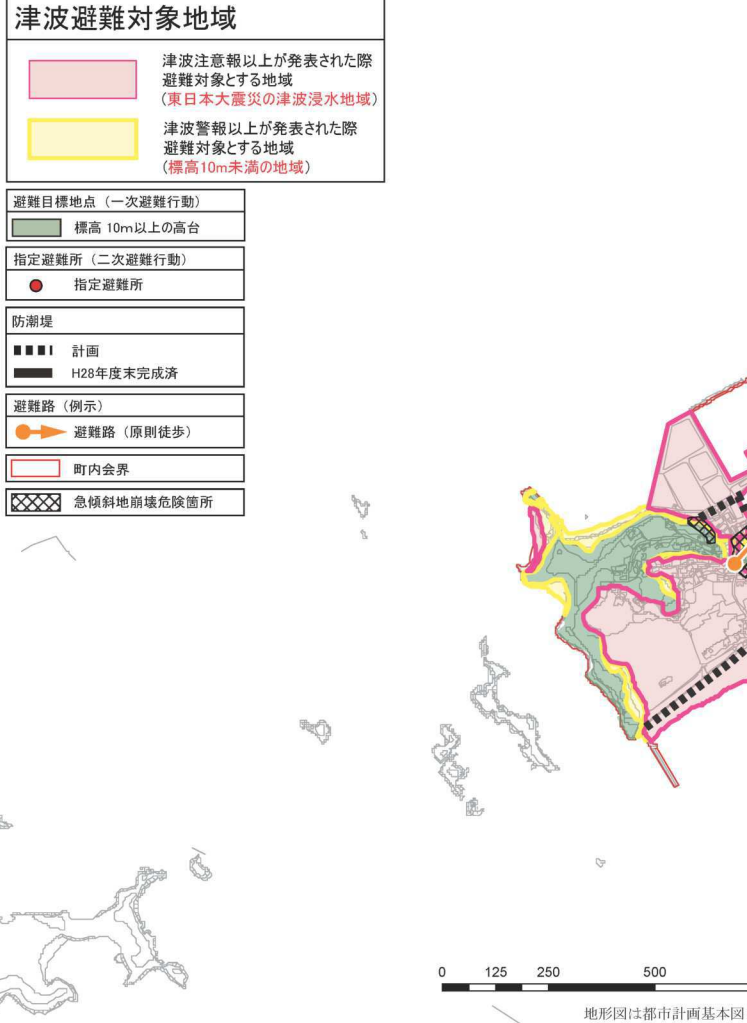
【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	予想される津波の高さ		発令情報
	数値での発表（発表基準）	巨大地震の場合の表現	
大津波警報	10m超 (10m<予想高)	巨大	塩竈市より 避難指示（緊急） が発令されます サイレンなどで お知らせします
津波警報	10m (5m<予想高≤10m)		
津波注意報	5m (3m<予想高≤5m)	高い	※全ての避難対象地域が対象
津波注意報	3m (1m<予想高≤3m)		
津波注意報	1m (0.2m≤予想高≤1m)	表記なし	塩竈市より 避難指示（緊急） が発令されます チャイムなどで お知らせします ※防潮堤外（海側）が対象 防潮堤が全て完成するまでは全 ての避難対象地域が対象

注1)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかった場合の潮位との差で、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

注2)「避難勧告」や「避難準備・高齢者等避難開始」は、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発令される可能性を考慮して、本市が判断し発令します。

### 津波避難マップ【浦戸】



### 7. 避難に時間を要する方への配慮

**避難行動要支援者は避難情報などが十分に収集できず迅速に避難できないことが考えられます。**

本市では、災害時の情報伝達や、避難時の行動、避難所等での健康維持など、様々な過程において、避難行動要支援者への適切な応急対策が必要となることから、円滑な避難行動が図られるように、各種予防対策を進めています。本市の地理に不案内な外国人や旅行者に対しては、正確な情報提供や避難誘導ができるように、わかりやすい案内板の設置などを進めています。

※避難行動要支援者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに配慮を要する者（高齢者、障がい者、外国人、旅行者、乳幼児、妊産婦等）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な方をいいます。

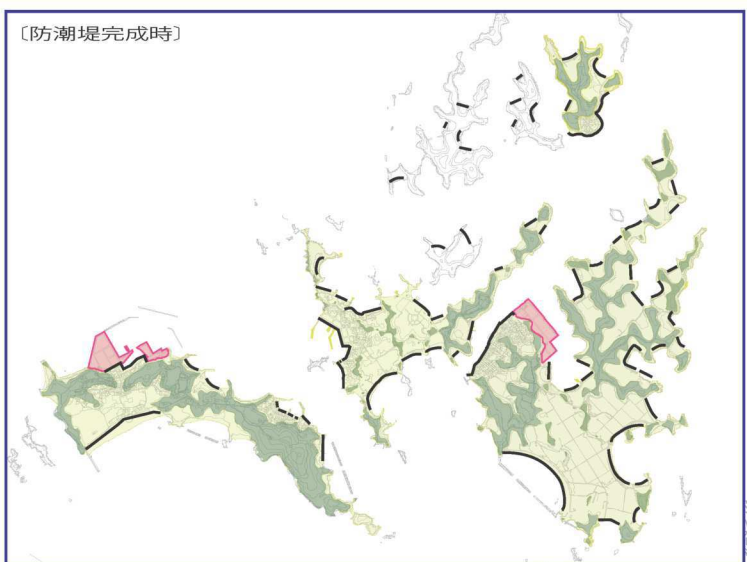
### 8. 日頃からの心構え

**(1) 避難訓練への参加**

地震、津波発生時に初動及び応急対策を速やかに実施できるようにする必要があります。

本市では、市民、町内会、自主防災組織、学校や事業所等と連携し、総合的な地震・津波避難に関する訓練を行っています。皆さん自身の命を守る訓練です。積極的に参加しましょう!

塩竈市が行う総合防災訓練  
6月12日「みやぎ県民防災の日」にあわせて、  
毎年6月2日曜日に実施



### (2) 津波の伝承と教育の継続

津波の記憶を後世に引き継ぐことは今後の津波の被害を軽減するために重要です。

日頃からの防災教育が今次津波の避難に活かされた地域がありました。

本市では、歴史的資料に基づく災害教訓・防災文化の伝承に向け、「東日本大震災の記録（市民版）」を市域全戸に配布するなど、市域に津波の記録を残し、東日本大震災の苦い経験を後世に伝承していく取組を進めています。

「自助」、「共助」は、防災の基本です。本市では、市民の皆さんへの防災知識の普及、学校での防災教育の促進、防災指導員の養成などに努め、自主防災思想の普及、啓発を進めています。

自助：自分の身は自分で守る  
共助：地域社会がお互いを守る

### (3) 地区ごとの津波避難計画の策定

津波避難の基本的な方針を踏まえながら、地域の実情に詳しい住民の方々が、安全に避難できる計画を策定することが必要です。

本市では、町内会、自主防災組織、沿岸地域住民等の方々から防災ワークショップを開催し、よりきめの細かい地区ごとの避難計画を策定するための支援を行なっています。被害等を最小限に止めるため、地区ごとの津波避難計画の策定をお願いします。

資料：津波浸水表示板 基本計画（宮城県）

